5．貸借対照表関係

⑴　退職給付引当金の見積額　　4,792百万円

⑵　賞与引当金の見積額　　113百万円

⑶　担保受入金融資産

買現先勘定に係る担保受入有価証券の期末時価は25,491百万円であります。

6．損益計算書関係

受託収入については、国からの事業委託による金額を計上しております。

7．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	5,264百万円
資金の期末残高	5,264百万円

⑵　重要な非資金取引

不要財産の現物による国庫納付

「注記９．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報（不要財産に係る国庫納付について）」に記載しております。

8．行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額△20百万円のうち、国からの出向職員に係る額は△２百万円です。

9．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

（独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針について）

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年１月20日閣議決定）において、全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置が取りまとめられたほか、当機構について講ずべき措置として次の内容が定められております。

【福祉医療機構】

○　成果目標達成法人とする。

○　金融業務については、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能の強化等を図るとともに、金融庁検査の導入及び高度なガバナンスの仕組みを措置した金融業務型のガバナンスを適用する。

○　福祉医療政策の動向や金融経済の環境を注視しつつ、政策金融業務を行う既存の法人と同様の法人形態への将来的な移行も含め、その業務や組織の在り方について、引き続き適時に見直しを行う。

（金融商品の時価関係）

ア　金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

○一般勘定

当勘定は、独立行政法人福祉医療機構法第12条に基づき、貸付事業等を実施しております。これらの事業を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入並びに財投機関債の発行により資金を調達しております。

○共済勘定

当勘定は、独立行政法人福祉医療機構法第12条及び社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、退職手当共済事業を実施しております。この事業を実施するため、退職手当給付費支払資金を設けております。

○保険勘定

当勘定は、独立行政法人福祉医療機構法第12条に基づき、心身障害者扶養保険事業を実施しております。この事業を実施するため、心身障害者扶養保険資金を設けております。

○年金担保貸付勘定

当勘定は、独立行政法人福祉医療機構法第12条に基づき、貸付事業を実施しております。これらの事業を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入並びに財投機関債の発行により資金を調達しております。

○労災年金担保貸付勘定

当勘定は、独立行政法人福祉医療機構法第12条に基づき、貸付事業を実施しております。これらの事業を実施するため、国から政府出資金を受けております。

○承継債権管理回収勘定

当勘定は、独立行政法人福祉医療機構法附則第５条の２に基づき、貸付金の管理及び回収業務を実施しております。当該貸付金は、国から全額政府出資金として受けております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

○一般勘定

当勘定が保有する金融資産は、主として国内の法人ないし個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、一定の環境の下で当機構が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

○共済勘定

当勘定が保有する金融資産は、主として退職手当給付費支払資金における預金等であり、これらの運用は独立行政法人通則法第47条の規定に基づく方法に限定されております。

○保険勘定

当勘定が保有する金融資産は、主として金銭の信託であり、発行体における信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、心身障害者扶養保険資金の運用は独立行政法人福祉医療機構法第12条第６項の規定に基づく方法に限定されております。

○年金担保貸付勘定

当勘定が保有する金融資産は、主として国内の個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

借入金及び財投機関債は、一定の環境の下で当法人が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

○労災年金担保貸付勘定

当勘定が保有する金融資産は、主として国内の個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

○承継債権管理回収勘定

当勘定が保有する金融資産は、主として国内の法人ないし個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

○一般勘定

①　信用リスクの管理

当勘定は、当機構のリスク・危機管理基本方針及び債権管理規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は顧客業務部により行われ、リスク管理債権の状況については四半期に１回、特殊債権処理状況報告会を開催し、役員への報告を行っております。

②　市場リスクの管理

(i)　金利リスクの管理

予め業務方法書、当機構の貸付準則及び貸付利率準則により定められた方法により利率を決定しております。

また、ＡＬＭシステムを構築し、金利リスクの管理を行っております。

(ii)　繰上償還リスクの管理

弁済補償金制度を導入することにより当該リスクの軽減を図っております。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当勘定は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。